

2023年11月吉日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

## 投資信託取引に係る各種約款・規定の一部改正のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行では、令和5年税制改正にともなう新NISA制度に対応し、投資信託取引に係る各種約款・規定を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正する約款・規定

- (1) 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
- (2) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
- (3) 特定口座約款
- (4) 自動けいぞく（累積）投資約款
- (5) 投資信託定時定額購入サービス取扱規定
- (6) 投信口座WEB開設申込サービス利用規定
- (7) 少額投資非課税制度（NISA）のお申込みにあたりご留意いただきたい事項

#### 2. 改正内容

- (1) 特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の取扱いに関する事項を追加いたしました。なお、改正後の約款は、現行NISA制度にも対応した内容となっておりますので、従来より同制度を利用してお取引をいただいているお客さまに対しても適用されます。
- (2) 租税特別措置法の改正に伴う変更を行いました。

#### 3. 改正日

2024年1月1日（月）

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社 岩手銀行 金融商品管理室 白土  
電話 019-623-1111（代表）

以上

## 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（第2条第8項に規定する個人のお客さまに限りません。）が、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座（法第37条の14第5項第1号に定める口座をいいます。以下同じ。）内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る「非課税上場株式等管理契約」（法第37条の14第5項第2号に定める契約をいいます。以下同じ。）、「非課税累積投資契約」（同項第4号に定める契約をいいます。以下同じ。）および「特定非課税累積投資契約」（同項第6号に定める契約をいいます。以下同じ。）に関する事項および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 お客さまが当行で、この約款に基づき特定累積投資勘定に係る「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、別途、当行との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」および「インターネット投資信託取引サービス（付随する契約を含む。）」（以下「ネット取引」といいます。）に基づく契約をあらかじめまたは同時にしていただく必要があります。ただし、「ネット取引」のご契約について当行が不要と判断した場合は、この限りではありません。
- 3 お客さまと当行の間における非課税口座に係る「非課税上場株式等管理契約」、「非課税累積投資契約」および「特定非課税累積投資契約」の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当行が制定している投資信託に関する各種規定または約款の定めによるものとします。この約款と、当行が別に定める契約条項その他規定との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

### 第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

お客さまが特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が別に定める期限までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則（以下「規則」といいます。）第18条の15の3第19項において準用する規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができ

ません。

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行および他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - (1) 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられていたとき
  - (2) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- 7 当行は、お客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、非課税口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定をしますが、所轄税務署長からお客さまの非課税口座の開設ができる旨の通知を受けるまでの期間においては、お客さまから非課税口座にかかる買付けや累積投資契約等の注文や契約を受付けることができません。
- 8 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。
- 9 2023 年 12 月 31 日においてお客さまが当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客さまが 2024 年 1 月 1 日において、当行と法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第 3 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出をしたお客さまは除かれます。

## 第 2 条の 2（個人番号未告知口座の取扱い）

個人番号未告知等の理由により、お客さまの非課税管理口座に 2018 年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定されていない場合は、2023 年 12 月 31 日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

## 第 3 条（特定累積投資勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の

委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。

- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

### 第3条の2(特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は前条第1項の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

### 第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

「非課税上場株式等管理契約」に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

- 2 「非課税累積投資契約」に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- 3 「特定非課税累積投資契約」に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

### 第5条(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約(この約款および当行の「自動けいぞく(累積)投資約款」ならびに「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下「特定累積投資上場株式等」といいます。))に限り受入れます。

- (1) 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(その購入の代価の額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。)

- (2) 令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

- 2 お客さまが当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受入れた上場株式等について、その上場株式等に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14またはは

令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」、「投資信託特定定期購入サービス取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる上場株式等の銘柄から除外されることとなった場合には、当該上場株式等については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

- 3 第1項の定めにしたがい特定累積投資勘定に受入れることができる上場株式等の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。

#### 第5条の2（特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、）のみを受入れます。

- (1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもので、受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）

① 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受入れている買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

- (2) 令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

- 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受入れることができません。

- (1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- (3) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に、次の定めがあるもの以外のもの

① 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること

② 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

#### 第6条（譲渡の方法）

お客さまは、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法（解約請求）、当行に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うものとします。

#### 第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定）から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しをした上場株式等に係る法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

#### 第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。

2 前項の終了時点で非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- (1) お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### 第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、その設けた日の属する年の1月1日から20年を経過する日において終了します。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- (1) お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### 第8条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします（第2条第6項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。）

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- (1) お客さまから当行に対して令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

#### 第8条の4(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします(第2条第6項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)

- 2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- (1) お客さまから当行に対して令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合  
特定口座への移管

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

#### 第9条(累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

- (1) 当行がお客さまから住民票の写しその他規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

- (2) 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

#### 第10条(非課税口座での取引である旨の明示)

お客さまが当該各年の「特定累積投資勘定」(以下、本条において「つみたて投資枠」といいます。)または「特定非課税管理勘定」(以下、本条において「成長投資枠」といいます。)が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、本条において「受入期間」といいます。)に、当行で募集の取扱いまたは累積投資契約に基づき取得する上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る申込みまたは累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座(つみたて投資枠または成長投資枠)への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。お客さまから特にお

申出がない場合は、特定口座または一般口座に受入れさせていただきます（特定口座への受入れは、お客さまが当行に特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- 2 「つみたて投資枠」に係る累積投資契約においては、受入期間に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、年間 120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
- 3 第 1 項の規定により、当行に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合であっても、第 5 条に定める「つみたて投資枠」で受入れる取得対価の合計額が年間 120 万円を超える場合または第 5 条の 2 に定める「成長投資枠」で受入れる取得対価の合計額が年間 240 万円を超える場合は、非課税口座以外の口座（特定口座または一般口座）に受入れさせていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座に同一銘柄の上場株式等を保有している場合にあっては、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡等するときには、その旨を明示していただく必要があります。なお、お客さまが当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、原則として先に取得したもてから譲渡することとさせていただきます。

#### 第 11 条（届出事項の変更）

「非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行に届出された氏名、住所、個人番号に変更があったときには、お客さまは遅滞なく「非課税口座異動届出書」（令第 25 条の 13 の 2 に規定するものをいいます。）により当行に届出するものとします。

#### 第 12 条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- (1) お客さまから法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- (2) 法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）
- (3) 法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- (4) お客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除きます。） 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- (5) 令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- (6) やむを得ない事由により、当行が本契約の解除を申出た場合 当行が定める日

#### 第 13 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、税制に関する法令諸規則、金融商品取引に関する法令および日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理するものとします。

#### 第 14 条（免責事項）

お客さまが第 11 条の変更手続きを怠った場合、その他当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害およびお客さまに生じる各種お手続きについては、当行はその責めを負わないものとします。



#### 第 15 条（合意管轄）

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第 16 条（約款の変更）

この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を当行のホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

以上

2024 年 1 月 1 日  
株式会社 岩手銀行

## 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下「お客さま」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 当行は、この約款に基づき、お客さまとの間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- 3 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「特定口座約款」、「投資信託時定額購入サービス取扱規定」、その他の当行が定める契約条項（以下「関連規定」と総称します。）及び法その他の法令によります。なお、この約款に関連規定と矛盾する内容を定めた場合は、この約款の定めが優先されます。

### 第2章 未成年者口座の管理

#### 第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）

お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が定める所定の日までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則（以下「規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。
- 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

#### 第3条（継続管理勘定の設定）

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さま

がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

#### 第4条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

#### 第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- (1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる国内公募非上場株式投資信託(以下「投資信託」といいます。)で、お客さまが当行に対し、規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託((2)に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円((2)により受け入れた投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
- (2) 令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託
- (3) 令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定するものうち投資信託

#### 第6条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は、当行への換金請求(解約または買取の請求をいい、原則、解約請求とします。以下同じ。)による方法、または法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による投資信託の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

#### 第7条 (課税未成年者口座等への移管)

未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- (1) 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託(第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除きます。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
    - ① 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
    - ② ①に掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
  - (2) お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る投資信託 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- 2 前項第1号①に規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号②及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- (1) お客さまが令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号

に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項第 1 号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

#### 第 8 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- (1) 災害等による返還等による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- (2) 当該投資信託の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。）で、法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと
- (3) 当該投資信託の譲渡の対価（その額が法第 37 条の 11 第 3 項または第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該投資信託に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（投資信託に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

#### 第 9 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

#### 第 10 条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

#### 第 10 条の 2（継続管理勘定等への移管）

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年

者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

- 2 前項の場合において、お客さまが、令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当行が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

#### 第 11 条（出国時の取扱い）

お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

### 第 3 章 課税未成年者口座の管理

#### 第 12 条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客さまが当行に開設している特定口座または預金口座（以下「払出制限付預金口座」といいます。）により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、払出制限付預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

#### 第 13 条（課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（法第 37 条の 11 第 2 項各号に規定するもののうち投資信託をいいます。以下この条及び第 14 条から第 16 条並びに第 18 条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録または金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録または預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等または預入れされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

#### 第 14 条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行への換金請求による方法、または法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

#### 第 15 条（課税管理勘定での管理）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

#### 第 16 条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- (1) 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- (2) 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で、法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限り。）または贈与をしないこと
- (3) 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

#### 第 17 条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第 15 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

#### 第 18 条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

#### 第 19 条（出国時の取扱い）

お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 14 条及び第 18 条を除きます。）の適用があるものとして取扱います。

### 第 4 章 口座への入出金

#### 第 20 条（課税未成年者口座への入出金処理）

お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、お客さま名義の当行預金口座からの入金によることといたします。

- 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
  - (1) お客さま名義の当行預金口座への出金
  - (2) お客さま名義の当行投資信託口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客さま本人が第 2 項各号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の

提出を含みます。)が必要となります。

## 第5章 代理人による取引の届出

### 第21条 (代理人による取引の届出)

お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合、当行所定の方法により、代理人に対し届出された代理人ご本人であることの確認及び代理権の確認等をさせていただきます場合があります。

- 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の規定を準用します。
- 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- 4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。
- 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

### 第22条 (法定代理人の変更)

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

## 第6章 その他の通則

### 第23条 (取引残高の通知)

お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

### 第24条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

お客様が受入期間内に、当行が行う投資信託の募集により取得をした投資信託を未成年者口座または課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

- 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、未成年者口座で保有している投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

### 第25条 (基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

### 第26条 (非課税口座のみなし開設)

2024年以後の各年（その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

- 2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

## 第27条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- (1) お客さままたは法定代理人から法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- (2) 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- (3) 令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- (4) お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 令第25条の13の8第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- (5) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、令第25条の13の8第20項で準用する同令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

## 第28条（付随契約等）

お客さまは、本契約の締結に際し、次に掲げる当行所定の契約を締結していただきます（既に契約している場合を除きます。）。

- (1) 「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づく投資信託受益権振替決済口座を開設していただきます。
- (2) 「特定口座約款」に基づく特定口座を課税未成年者口座内に開設していただきます。
- (3) 「自動けいぞく（累投）投資約款」に基づく累積投資契約を締結していただきます。

- 2 お客さまは、未成年者口座及び課税未成年者口座で「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく投資信託定時定額購入サービスをご利用いただけます。

## 第29条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、税制に関する法令諸規則、金融商品取引法に関する法令および日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理するものとします。

## 第30条（免責事項）



お客さまがこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客さまに生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。

#### 第 31 条（合意管轄）

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を、合意管轄裁判所とします。

#### 第 32 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当行ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 前二項による変更は、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

以上

2024 年 1 月 1 日  
株式会社 岩手銀行

## 特定口座約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）において開設する特定口座（法第37条の11の3第1項に規定する「特定口座」をいいます。）に関する事項および法第37条の11の6第1項に規定する特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利金および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、当行との権利義務関係を明確に定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託をいいます。

- 2 お客さまと当行との間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「振替決済口座管理規定」、「一般債振替口座管理規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「自動けいぞく（累積）投資約款」等、他の規定、約款の定めるところによるものとします。

### 第2条（特定口座の開設等）

お客さまが当行に特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当行に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める「特定口座開設届出書」をご提出いただきます。その際に、運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等、租税特別措置法施行令（以下「令」といいます。）第25条の10の3第2項に定める確認書類により、お名前、生年月日、ご住所および個人番号等を確認させていただきます。

- 2 お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託振替決済口座または国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座（以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）を開設することが必要となります。
- 3 お客さまは当行に複数の特定口座を開設することはできません。
- 4 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、当行に対し、法第37条の11の4第1項に定める「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出いただくものとします。また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」については、お客さまから源泉徴収の選択を取りやめる旨のお申出がない限り、引き続き有効なものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等を行った後は、同一年内に源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 5 お客さまが法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および令第25条の10の13第2項に定める「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出いただくものとします。
- 6 お客さまが当行に対して前項に掲げる「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しており、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、特定口座内保管上場株式等の譲渡等を行った特定口座について、同一年内に源泉徴収の取扱いを変更することはできません。なお、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出した年の翌年以降の上場株式等の配当等については、お客さまから当該所得金額の損益通算を希望しない旨のお申出がない限り、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出があったものとみなします。
- 7 お客さまが法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉

徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および令第25条の10の13第4項に定める「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出いただくものとします。

### 第3条（特定保管勘定における保管の委託）

上場株式等の保管の委託は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等について、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

### 第4条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設したお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特段のお申出がない限り、当行が定める場合を除き、原則特定口座を通じて行います。

- 2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下「NISA約款」といいます。）に基づき非課税口座を開設されているお客さま（購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限り）については、上場株式等（国内公募非上場株式投資信託に限り）の取引を当該非課税口座に設けられる成長投資枠で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。また、「NISA約款」に基づき特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）に係る累積投資契約を締結されるお客さまについては、その契約締結の際に、収益分配金（お客さまがつみたて投資枠で保有する投資信託の収益分配金に限り）の再投資について、特定累積投資勘定で行います。

### 第5条（所得金額等の計算）

当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得金額および源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

### 第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行に対する解約請求または買取請求により行います。

### 第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）

当行は、お客さまの特定保管勘定において受け入れる上場株式等の範囲を、次の各号に掲げる投資信託および国債ならびに地方債（以下、国債と地方債を併せて「公共債」といいます。）に限定します。

- (1) お客さまが第2条第1項に定めのある「特定口座開設届出書」の提出後に当行が行う募集または当行への購入申込により取得し、その取得後直ちに特定口座に受け入れる投資信託または公共債。
- (2) お客さまが贈与、相続（限定承認にかかるものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。）により取得した当該贈与をした者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）の当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている投資信託および公社債、もしくは当該被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）に係る法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）であった国内公募非上場株式投資信託、または当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託または公共債で、引

き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法によりお客さまの特定口座に移管することにより受け入れるもの。

- (3) お客さまが、令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- (4) お客さまが当行に開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であった国内公募非上場株式投資信託で、所定の方法により当該非課税口座から、お客さまが当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの。(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)
- (5) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。))により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

#### 第8条(源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式配当等の範囲等)

当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)においては、当行が支払いの取扱いをする法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等と同項の規定に基づき当行により所得税および地方税が徴収されるべきものの上場株式等の配当等(当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている投資信託の収益分配金または公共債の利子)のうち当行が当該分配金または利子をその支払いをするものから受け取った後直ちにお客さまに支払うもののみをその交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

#### 第9条(特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

#### 第10条(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、令第25条の10の2第12項第2号イ、ロに定めるところにより、当該払出しの通知を行います。

#### 第11条(源泉徴収及び地方税の徴収方法)

当行は、お客さまが「特定口座源泉徴収選択届出書」において、源泉徴収ありを選択いただいたときは、法第37条の11の4、地方税法第71条の51およびその他関係法令の規定に基づき、源泉徴収および株式等譲渡所得割の特別徴収を行います。

#### 第12条(還付)

当行は、前条により源泉徴収した税金について還付を行う場合、還付金は当行が定める日にお客さまがあらかじめ指定した預金口座へ入金します。

- 2 源泉徴収選択口座内における譲渡損失と上場株式等との損益通算の結果、還付金が発生した場合、当行が定める日にお客さまがあらかじめ指定した預金口座へ入金します。

### 第 13 条（上場株式等の移管）

当行は、他の金融機関の特定口座から当行への特定口座への上場株式等の移管、および当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への上場株式等の移管については、関係法令等に基づき取扱うことができます。

- 2 当行は、上場株式等の受け入れについては、当行が定める場合および法令等に基づき行います。

### 第 14 条（相続または遺贈による特定口座への受け入れ）

当行は、上場株式等の受け入れについては、当行が定める場合および法令に基づき取扱うことができます。

### 第 15 条（年間取引報告書等の送付）

当行は、法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を 2 通作成し、翌年 1 月 31 日までに 1 通をお客さまに交付し、1 通を所轄の税務署に提出します。また、次条に規定する特定口座の廃止があった場合には、廃止月の翌月までに 1 通をお客さまに交付し、1 通を所轄の税務署に提出します。

- 2 法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、その年中に取引（譲渡取引・分配金取引・利金取引等）のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書はお客さまに交付いたしません。ただし、お客さまから請求があった場合はこの限りではありません。

### 第 16 条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該契約にともないお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- (1) お客さまが当行に対して令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する「特定口座廃止届出書」を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客さまに対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。
- (2) お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、令第 25 条の 10 の 5 第 1 項により、「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなします。
- (3) 令第 25 条の 10 の 8 に規定する「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- (4) やむをえない事由により、当行が解約を申出たとき。

### 第 17 条（届出事項の変更）

第 2 条に基づく「特定口座開設届出書」の提出後に、お客さまのお名前、ご住所など当該「特定口座開設届出書」の記載事項に変更があったときは、令第 25 条の 10 の 4 の規定により、お客さまは遅滞なくその旨を記載した「特定口座異動届出書」を当行にご提出いただきます。なお、その変更がお名前またはご住所にかかるものであるときは、令第 25 条の 10 の 3 第 2 項に定める確認書類により、確認させていただきます。

#### 第 18 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令および諸規則等にしたがって取扱うものとします。

#### 第 19 条（免責事項）

当行の責に帰すべきでない事由により、特定口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関し、お客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

#### 第 20 条（約款の改定）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を当行のホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 前二項による変更は、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

#### 第 21 条（合意管轄）

お客さまと当行との間のこの取引に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上  
2024 年 1 月 1 日  
株式会社岩手銀行

## 自動けいぞく（累積）投資約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）の間の投資信託受益権の累積投資取引に関する取決めです。当行は、この約款にしたがって、累積投資契約を申込者と締結します。

- 2 この約款に定めのない事項については、当行が別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」または該当する投資信託の「目論見書」により取扱うものとします。

### 第2条（申込方法）

申込者は当行所定の方法により契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資契約が成立し、累積投資取引が開始されます。

- 2 累積投資契約が締結されたときは、当行はただちに当該投資信託の累積投資口座を設定します。

### 第3条（金銭の払込み）

申込者は、前条第2項において累積投資口座を設定した投資信託の買付けに充てるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを当該投資信託の契約の申込時に払込むものとします。

- 2 前項の払込金は、当該投資信託の目論見書に記載された最低買付単位等の条件を満たした額および当行が定めた額とします。

### 第4条（買付投資信託の選定等）

この約款において申込者が買付けのできる投資信託は、当行が選定する投資信託（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

- 2 選定銘柄に応じて「インターネット投資信託取引サービス」（以下「ネット取引」といいます。）による取引（買付または換金）に限る場合があります。選定銘柄にかかる取扱チャネル（店頭取扱いまたはネット取引）については、当行ホームページに掲載します。

### 第5条（買付時期・価額）

当行は、申込者から当該投資信託の買付けの申込みがあったときは、当該投資信託の目論見書に記載する方法（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。なお、同日論見書において申込不可とされている日には、買付けの申込みができません。

- 2 前項の買付価額は買付約定日の価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料および消費税を加えた金額とします。
- 3 買付けられた当該投資信託の所有権およびその果実ならびに元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属します。

### 第6条（管理）

この契約により買付けられた投資信託は、当行が別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき申込者が投資信託受益権について権利を有するものだけに限り、振替決済口座に記載または記録のうえ管理します。

### 第7条（果実の再投資）

累積投資取引にかかる投資信託の果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、所定の税金を差引いた金額を申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当該投資信託の決算日の価額により買付けます。なお、この場合における買付手数料は無料とします。

- 2 前項の規定は、申込者が投資信託の収益分配金の「再投資型」を選択した場合および「投資信託定時定額購入サービス」を利用する場合に適用します。

#### 第8条（受益権の換金）

当行は申込者から投資信託の換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書に記載する方法（記載がない事項については当行所定の方法）により換金し、その代金を支払います。なお、同目論見書において換金不可とされている日には、換金の請求ができません。

#### 第9条（解約）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- ① 申込者から解約の申出があったとき
  - ② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき
  - ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき
- 2 この契約が解約されたときは、当行は遅滞なく振替決済口座に記載または記録された当該投資信託を前条に準じて当行において申込者に返還します。

#### 第10条（申込事項等の変更）

改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は当行所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当行は戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等を提示いただくことがあります。

#### 第11条（その他）

当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

- 2 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - ① 届出印の押捺された所定の書類と引換えに、この契約に基づく投資信託の返還代金の金銭を返還した場合
  - ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく投資信託の返還代金の金銭を返還しなかった場合
  - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の返還代金の金銭の返還が遅延した場合
- 3 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 4 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当行ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 5 第3項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。



## 附 則

### 第 1 条（少額投資非課税制度の累積投資取引の取扱い）

申込者が少額投資非課税制度（NISA）を利用して投資信託の定時定額購入を行う場合は、この約款に定めがある場合を除き「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」および「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。

- 2 特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）にかかる選定銘柄については、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に掲げる上場株式等に該当する投資信託受益権のうち一定の要件を満たすもので当行が選定した銘柄とします。なお、つみたて投資枠による公募株式投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。
- 3 法令で定める各非課税投資枠を上回る投資信託の収益分配金の再投資分については非課税口座以外の口座（特定口座または一般口座）に受入れます。

以上

2024 年 1 月 1 日  
株式会社岩手銀行

## 投資信託定時定額購入サービス取扱規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さまが指定する購入金額（以下「指定金額」といいます。）をご指定の引落口座（以下「指定預金口座」といいます。）から毎月自動引落しのうえ、お客さまが指定する日（以下「購入申込日」といいます。）に投資信託の購入申込みの受付を自動的に行うサービス（「投資信託定時定額購入サービス」または「ステップーI」という場合があります。なお、次条で定める付随サービスを含め、以下「本サービス」といいます。）に関する要件およびお客さまと株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）との間の取決めです。

- 2 本サービスの申込みにあたっては、「自動けいぞく（累積）投資契約」その他必要な契約を締結していただきます。ただし、既に締結済みであるときはこの限りではありません。
- 3 第1項に定める自動引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。また、購入申込日の前営業日（以下「振替日」といいます。）に指定預金口座から指定金額を引落し、「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付けを行います。
- 4 お客さまと当行との間における各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「特定口座約款」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」、「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」その他当行が定める契約条項等（以下「関連規定」と総称します。）および関連する法令諸規則によるものとします。なお、この規定に関連規定と矛盾する内容を定めた場合は、この規定の定めが優先されます。

### 第2条（付随サービス）

最終購入年月を指定する購入期間指定型投資信託定時定額購入サービス（以下「ターゲットーI」といいます。）をご利用できます。買付期間は10カ月以上36カ月以内（買付回数10回から36回）とします。ただし、特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といい、年間投資枠は120万円です。）での「ターゲットーI」の利用はできません。

- 2 特定累積投資勘定にかかる累積投資契約を利用した「ステップーI」をご利用できます。
- 3 特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といい、年間投資枠は240万円です。）にかかる累積投資契約を利用した「ステップーI」および「ターゲットーI」をご利用できます。

### 第3条（買付銘柄の選定）

本サービスに基づき購入できる投資信託は、当行が選定する投資信託（以下「選定銘柄」といいます。）とします。ただし、お客さまが、「つみたて投資枠」で買付けすることができる投資信託については、当行が別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」附則第1条第2項により当行が選定する銘柄のみを選定銘柄とします。また、お客さまが、「成長投資枠」で買付けすることができる投資信託については、当行が別に選定する銘柄のみを選定銘柄とします。

- 2 お客さまは、選定銘柄の中から銘柄を指定し、本サービスの申込みを行うものとします（お客さまが指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）。

### 第4条（申込・解約方法）

お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名および押印（お届印）のうえ提出するこ

とにより申込みのものと、当行が承諾した場合に取引を開始するものとします。この申込みを「新規申込」といいます。

- 2 前項の契約の申込みを解約する場合は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名および押印(お届印)のうえ提出することにより申込みのものとします。この申込みを「中止」といいます。
- 3 前二項の定めにかかわらず、「新規申込」または「中止」について、インターネット投資信託取引サービス(以下「ネット取引」といいます。)を利用して行う場合は、「インターネット投資信託取引約款」に従うものとします。

#### 第5条(買付にかかる留意事項)

毎月の指定金額(指定銘柄の取得代金に加え当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料および消費税を含みます。)は、本サービスの種類(ステップーIまたはターゲットーI)および各勘定(つみたて投資枠または成長投資枠)に応じて、以下のとおりとなります。

- ①「ステップーI」(店頭で対面取引による契約の場合)の指定金額は、1銘柄あたり5,000円以上1,000円の整数倍
  - ②「ステップーI」(ネット取引による契約の場合)の指定金額は、1銘柄あたり1,000円以上1円単位
  - ③「ターゲットーI」(店頭で対面取引による契約の場合)の指定金額は、1銘柄あたり100,000円以上1,000円の整数倍
  - ④「つみたて投資枠」での指定金額(当行所定の手数料がゼロの場合に限る。)は、1銘柄あたり1,000円以上1円単位の金額とし、その合計額が年間(1月1日から12月31日)120万円を超えることとなるような指定金額の指定はできません。また、複数銘柄の買付けを申込み場合および次項に定める毎月の指定金額を増額する場合においても同様とします。
  - ⑤「成長投資枠」での指定金額は、第1号から第3号に準じた取扱いとしますが、年間240万円の「成長投資枠」を超えることとなる買付けは、課税口座(特定口座または一般口座)での買付けとなります。
- 2 「ステップーI」および「つみたて投資枠」については、年1回もしくは年2回(6カ月間隔)で、毎月の指定金額に加えお客さまの指定する金額を増額して指定預金口座から引落とし、指定銘柄の購入申込みを行うことができます(毎月の指定金額を増額する金額を加えた金額が指定預金口座から引落としされます。)。ただし、「ターゲットーI」は、増額の取扱いができません。
  - 3 購入申込日が当該指定銘柄の目論見書に定める購入申込みを受付しない日に該当する場合は、当該日以降で当該銘柄の購入申込みの受付が可能となる日を購入申込日とすることとし、その前営業日に指定金額を引落しいたします。
  - 4 指定預金口座の支払可能残高不足等の事由により指定金額の引落としが成立しなかった場合は、お客さまに通知することなくその月の振替および指定銘柄の買付けを行いません。
  - 5 前項において、指定預金口座が総合口座で当座貸越契約(総合口座担保定期、いわぎんLパック、および自動融資サービスによる当座貸越)がある場合は、総合口座等の貸越可能金額は支払可能残高に含めないものとし、当座貸越を利用した買付けは行いません。
  - 6 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高が、その振替金額の総額に満たない場合には、そのいずれの銘柄の購入申込みを受付けるかは当行の任意とします。
  - 7 振替日の午後3時以降の指定預金口座への入金は、本規定に基づく振替金額として充当されない場合があります。

#### 第6条(変更)

本サービスにかかる申込内容を「変更」する場合は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名

および押印（お届印）のうえ提出することにより申込みものとします。購入申込日の4営業日前（午後3時前）までに当行所定の手続きがあった場合は、次回購入予定分より変更します。

- 2 前項の申込内容の「変更」とは、毎月の振替金額（増額・減額）、毎月の購入申込日（5日または20日）、増額月の指定、増額月の金額（増額・減額）、口座区分（特定口座・一般口座・NISA口座の区分）の変更をいいます。
- 3 前二項の定めにかかわらず、「変更」について、ネット取引を利用して行う場合は、「インターネット投資信託取引約款」に従うものとします。
- 4 「ターゲットーI」の場合、申込内容（指定銘柄、指定金額、購入申込日、最終購入年月、口座区分）の変更はできません。「変更」をご希望の場合は、当行所定の手続きにより「中止」のお申込をしていただき、改めて「新規申込」の手続きしていただくこととなります。なお、この場合、第5条の制約があります。

#### 第7条（中止）

本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、「中止」されるものとします。

- ① お客さまが当行所定の手続きにより中止を申出た場合
  - ② お客さまが指定預金口座を解約された場合
  - ③ お客さまが指定銘柄の累積投資取引を解約された場合
  - ④ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
  - ⑤ やむを得ない事由により、当行が中止を申出た場合
  - ⑥ 「ターゲットーI」で指定された「最終購入年月」が経過した場合
- 2 前項各号に定める場合のほか、お客さまが、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本項において「約款」といいます。）の規定に基づき、「つみたて投資枠」にかかる本サービスの利用に際し、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、あらかじめ当行所定の手続きにより本サービスを「中止」する旨をお申出いただきます。お客さまから当該中止にかかる手続きがない場合は、本サービスによる買付けは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客さまに限り）または一般口座での買付けとなります。
- ① 約款第12条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合
  - ② お客さまが約款第8条の3の規定により特定累積投資勘定が廃止される場合

#### 第8条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 関連規定の定めにしたがい選定銘柄から除外されることとなった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

#### 第9条（連絡事項）

当行は、投資信託受益権について残高照合のための報告を行います。この報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。なお、法令の定めるところにより「取引残高報告書」を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めます。

- 2 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第10条（その他）

当行は、この規定に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

- 2 同一日の同一銘柄に係る複合取引（「中止」と「新規申込」のほか、様々な組合せを含みます。）はお受けできません。
- 3 天災地変その他不可抗力による損害はその責を負いません。
- 4 お客さまが、本サービスにかかる「中止」の手続きや届出事項の変更を怠った場合、その他当行の責めによらない事由により、お客さまに生じた損害および損失（機会損失を含みます。）ならびに得べかりし利益（逸失利益を含みます。）その他お客さまに発生した間接的な損害および損失（税制上の取扱いを含みます。）については、事由の如何にかかわらず、当行は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。
- 5 この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 6 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を当行のホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 7 第5項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

## 附 則

### 第1条（非課税投資枠を上回る投資信託受益権の取扱い）

本サービスを利用して、少額投資非課税制度（NISA）にかかる投資信託の買付けを行う場合や収益分配金の再投資を行う場合において、法令で定める各非課税投資枠を上回る投資信託受益権については非課税口座以外の口座（特定口座または一般口座）に受入れます。

### 第2条（つみたて投資枠による本サービスの利用）

お客さまが、当行の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」の規定に基づく「つみたて投資枠」により本サービスを利用される場合は、「インターネット投資信託取引サービス（付随する契約を含む。）」に基づく契約をあらかじめまたは同時にしていただくものといたします。

- 2 お客さまが、「つみたて投資枠」により本サービスを利用される場合には、第4条に定める「新規申込」はネット取引を通じてお申込みいただくものとさせていただきます。また、「換金」、第6条に定める「変更」、第7条に定める「中止」については、原則ネット取引での受付といたしますが、やむを得ない事情がある場合は、店頭でも受け付けいたします。
- 3 前項前段の定めは、当行が将来、前項に規定する「新規申込」および「変更」を当行の店頭においても受け付けることを公表した場合には、その受付開始日から、適用されないものとします。
- 4 「つみたて投資枠」による公募株式投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

以上

2024年1月1日  
株式会社岩手銀行

## 投信口座WEB開設申込サービス利用規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さまが、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりスマートフォンまたはPC（以下「スマホ等」といいます。）を使用して「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「特定口座約款」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」その他投資信託に関連する規定等（以下「投信関連規定」と総称します。）に基づきWEBを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合のお客さまと当行の間の取決めです。

- 2 本規定は「投信関連規定」の一部を構成するとともに一体として取扱われるものとします。本規定に「投信関連規定」と矛盾する内容を定めた場合は、本規定の定めが優先されます。なお、本規定に定めのない事項に関しては「投信関連規定」が適用されるものとします。

### 第2条（本サービスの内容）

お客さまは、WEBを通じて次のサービスを利用することができます。

- ① 投資信託の口座開設のお申込み
- ② 特定口座（源泉徴収あり）開設のお申込み
- ③ NISA口座開設のお申込み
- ④ 投資信託の累積投資契約のお申込み
- ⑤ 次条第3項第1号に定める電子交付サービス

### 第3条（本サービスのご利用条件）

本サービスの利用は次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。

- ① 日本国内に居住する80歳未満の成年のお客さま
  - ② 当行で普通預金口座を開設しているお客さま（預金口座には総合口座を含み、事業で使用する屋号名義の口座を除きます。この預金口座は投資信託取引に伴う換金代金、分配金、償還金および還付金等を入金する口座で、お客さまにご指定いただきます。以下「指定預金口座」といいます。）
  - ③ 「マイナンバーカード」または「運転免許証および個人番号に関する通知カード」をお持ちのお客さま（いずれもお申込み時点で有効なものとしてします。以下「本人確認資料」といいます。）
  - ④ 本サービスで使用するお客さまのスマホ等が利用可能な対象機種であり、当行が推奨するシステム環境等を備えていること
  - ⑤ 本規定および投信関連規定の内容に同意していただいたお客さま
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は本サービスを利用できません。
    - ① 法人のお客さま
    - ② 成年後見人制度をご利用のお客さま
    - ③ 外国政府等の重要な地位にある方またはあつた方とご家族（いわゆる「外国PEPs」）
    - ④ 既に当行で投資信託口座を開設しているお客さまで、本サービスを利用してNISA口座の開設をお申込みする場合に他の金融機関でNISA口座を開設しており重複開設となるお客さま
    - ⑤ その他当行が別に定めるお客さま
  - 3 次の各号に掲げる書面の内容に同意または承諾いただいたお客さまに限り本サービスを利用することができます。
    - ① 電子交付サービス規定（法令等により交付が義務付けられている書面等を紙媒体に代えて電磁的方法により交付する場合の取扱いを定めたもの。）

- ② 個人番号の利用目的について
- ③ 個人情報の利用目的について
- ④ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意
- ⑤ 第6条第1項に定める電子メール利用の承諾

#### 第4条（本サービスに基づく口座の開設）

当行は、お客さまが本サービスを利用してスマホ等から当行に送信した本人確認資料に基づくお客さまの本人特定事項（住所、氏名、生年月日をいいます。以下同じ。）と、お客さまが当行に開設している指定預金口座の本人特定事項との一致を確認する方法によりお客さまご本人であることの確認を行います。この方法により当行がお客さまご本人であることが確認できた場合に、当行はお客さまの意思に基づく有効なお申込みとして取扱います。

- 2 前項に基づき当行所定の方法によりお客さまが投資信託に関する各種口座開設その他不随する契約をお申込みし、当行が承諾した場合に、お客さま名義の「投資信託口座」および「特定口座（源泉徴収あり）」または「NISA口座」（以下「投信関連口座」と総称します。）の開設手続きを開始します。なお、投信関連口座の開設に際しては、お客さまの届出住所宛に「書留郵便（転送不要）」を送付し、その送付物が未着として返戻されないことをもって、投信関連口座が開設されるものとします。ただし、投信関連口座を開設するにあたり、すでに当行で法令に基づく取引時確認がお済みのお客さまに関しては、この限りではありません。
- 3 本サービスを利用して開設した投信関連口座その他不随する契約にかかる印章は、第1項に定めるお客さまの指定預金口座の届出の印章と同一とします。

#### 第5条（投信関連口座の解約等）

次の各号のいずれかに該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知や催告等することなく、いつでも投信関連口座に基づく投資信託取引を停止し、または投信関連口座を解約することができるものとします。

- ① お客さまが存在しないことが判明した場合、または投信関連口座がお客さまの意思によらずに開設されたことが判明した場合
- ② 本規定および投信関連規定に定める規定に違反した場合
- ③ その他当行が取引を継続することが不適切と判断した場合

#### 第6条（通知等）

当行は、お客さまへの通知または照会手段として電子メールを利用することがあります。お客さまはご自身のスマホ等のメールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。なお、メールアドレスに変更が生じた場合は、直ちにお客さまは当行所定の方法で変更登録するものとします。

- 2 当行は、お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなして取扱います。
- 3 前項に基づきお客さまあてに通知または発送した送付書類が未着として当行に返戻されたときは、当行はそれ以後の通知または発送を停止します。また、返戻された送付物に関して、当行は保管する責任を負わないものとします。

#### 第7条（本サービスの変更等）

当行は、本サービスおよび本規定の内容を変更（中止または廃止を含みます。）する場合があります。この場合には、当行所定の方法で通知または告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

ます。

- 2 前項にかかわらず、本サービスにかかるシステム等の障害、補修等によって当行は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止もしくは中止することがあります。

#### 第8条（免責事項）

次の各号に掲げる事由により生ずるお客さまの直接的または間接的な損害および損失については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責を負いません。

- ① 第5条に規定される投資信託取引の停止、または投信関連口座の解約
- ② 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信障害等による取扱いの遅延または不能
- ③ 天災地変、政変、その他不可抗力と認められる事由による取扱いの遅延または不能
- ④ お客さまが使用するスマホ等の障害等
- ⑤ 本サービスのご利用に関し、本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの

#### 第9条（合意管轄）

本サービスに基づく諸取引の準拠法は日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第10条（本規定の変更）

本規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項による本規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を当行のホームページへ掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

以上

2021年5月17日制定

2022年6月20日改正

2024年1月1日改正

株式会社岩手銀行



お客さま各位

## 少額投資非課税制度（NISA 制度）のお申込みにあたりご留意いただきたい事項

少額投資非課税制度（NISA 制度）に基づく非課税口座の開設および非課税口座による取引に際して、下記の事項にご留意いただいたうえで、当行にお申込みいただきますようお願い申し上げます。

この書面は、年間投資枠 120 万円の「つみたて投資枠」および年間投資枠 240 万円の「成長投資枠」に関する留意事項です。

### 記

#### 1. 制度上の主な留意事項

- (1) NISA 制度に基づく非課税口座を当行で開設し、非課税残高が発生した場合、他金融機関で同じ年内に非課税口座の開設はできません。また、他金融機関で非課税口座を開設した場合、他金融機関の非課税口座を廃止またはその年に設定された非課税枠を廃止しないと、当行で非課税口座の開設ができません。なお、他金融機関の非課税口座に同じ年内の非課税残高が発生している場合は、当行で同じ年内の非課税口座の開設はできません。
- (2) 当行の非課税口座で管理している上場株式等は、原則として非課税扱いのまま、他金融機関への移管はできません。
- (3) 当行の非課税口座で取引できる有価証券は、当行が選定した「公募株式投資信託」（以下「投資信託」といいます。）に限ります（上場株式やETFの取引はできません。）。「つみたて投資枠」および「成長投資枠」については、法令で定める一定の要件を満たすもので当行が選定した銘柄のみが受入れできます。
- (4) NISA 制度では、配当所得および譲渡所得は収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得および譲渡所得との損益通算や損失の繰越控除を行うことはできません。
- (5) NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。非課税保有限度額については、NISA 口座内の投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。なお、非課税口座に未利用の投資枠がある場合であっても、未利用投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- (6) NISA 制度では、分配金再投資型の投資信託の収益分配金の支払いを受けた場合は、当該分配金による再投資（自動買付け）を行えば、その分について非課税投資枠を利用することになります。したがって、短期間に投資信託の買換え（乗換え）を行うまたは分配金再投資型の投資信託につき高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法等は NISA 制度には馴染みません。特に、分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA 制度によるメリットを享受できません。
- (7) NISA 制度では、法令で定める各非課税投資枠を上回る投資信託の買付けや収益分配金の

再投資にかかる投資信託については非課税口座以外の口座（特定口座または一般口座）に入れます。

- (8) 非課税口座から他の口座（特定口座・一般口座）に振替等した場合、その時（口座振替時）の時価が取得価額になります。
- (9) 非課税口座の廃止等により、非課税口座から投資信託が払い出される場合には、当該払い出された非課税投資信託の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価額が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額にかかる損失はないものとされます。
- (10) 非課税口座を廃止し、他金融機関で非課税口座を同じ年内に開設する場合、当行所定の手続きが必要となります。なお、非課税口座を廃止または非課税勘定設定を廃止した際には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」を発行いたします。
- (11) 当行は、法令の定めに従い、基準経過日（NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）における NISA 口座を開設しているお客さまに対して氏名・住所について確認させていただきます。確認期間（基準経過日から 1 年を経過する日までの間をいいます。）内に当該確認ができない場合には、新たに NISA 口座への投資信託の受入れができなくなります。

## 2. つみたて投資枠特有の留意事項

- (1) 当行で、「つみたて投資枠」を利用される場合は、「インターネット投資信託取引サービス（付随する契約を含みます。）」（以下「ネット取引」といいます。）に基づく契約をあらかじめまたは同時にさせていただきます。
- (2) つみたて投資枠の利用に際しては、定期的かつ継続的な方法により投資信託の買付けを行うため、当行が別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」および「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく累積投資契約の締結が必要です。なお、当行が定める毎月の購入申込日は 5 日または 20 日のいずれかの日になります。
- (3) つみたて投資枠を利用した「投資信託定時定額購入サービス」にかかる「新規申込」はネット取引を通じてお申込みいただけます。「換金」、「中止」、「変更」、については、原則ネット取引での受付といたしますが、やむを得ない事情がある場合は、店頭でも受け付けいたします。
- (4) 当行は、原則として年 1 回、つみたて投資枠により買付けた投資信託の信託報酬等の概算値をお客さまに通知します。

## 3. 成長投資枠特有の留意事項

- (1) 成長投資枠で買付可能な投資信託は、信託期間 20 年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託もしくは毎月分配型の投資信託が除外されており、これらの投資信託を成長投資枠で買付けすることはできません。
- (2) 非課税期間は無期限です。
- (3) つみたて投資枠で購入した投資信託の収益分配金は、成長投資枠で再投資することはできません。

#### 4. その他

- (1) 非課税口座開設にあたり、「個人番号」が必要となります。
- (2) 当行は、お客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、非課税口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定をしますが、他金融機関との「重複開設」を避けるために、所轄税務署長からお客さまの非課税口座の開設ができる旨の通知を受けるまでの期間においては、お客さまから非課税口座にかかる買付けや累積投資契約等の注文や契約を受付けることができません。なお、税務署からの承諾通知が届くまで日数を要する場合があります。
- (3) NISA 制度にかかる税務署への申請手続き後は、ご提出いただいた書類の返却はできませんのでご了承ください。
- (4) 非課税口座開設にあたり取得した個人情報、投資信託取引口座開設時に説明した利用目的のほか、税務署への申請事務に利用いたします。
- (5) 居住者でなくなった場合には、非課税口座が廃止される可能性がございますので、出国前に窓口へお申出下さい。

以上

2024年1月1日

株式会社 岩手銀行